

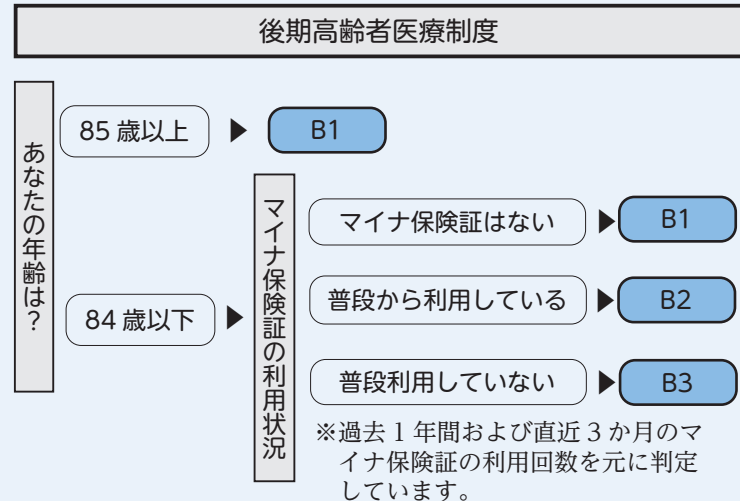
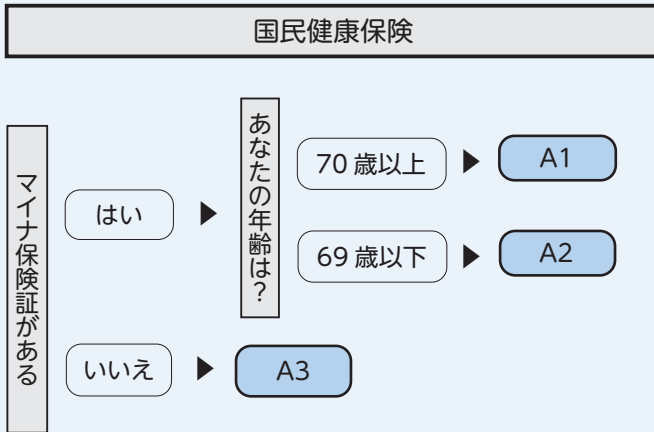
国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

申問 健康保険課 保険年金係 ☎ 52-5809

現在交付している『資格確認書』および70歳以上の人の『資格情報のお知らせ』の有効期限は、**7月31日(金)**です。令和8年度の一斉更新は、マイナ保険証（保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）の保有状況などにより、町からの送付物が次のとおりとなります。

※ご案内は、8月1日時点の年齢を基準としています。

あなたに届く書類はどれ？フローチャートで確認してみましょう！



A1 『資格情報のお知らせ』
普通郵便

◇引き続き『マイナ保険証』で医療機関を受診してください。

A2 送付物なし

◇現在お持ちの『資格情報のお知らせ』に変更はありません。引き続き『マイナ保険証』で医療機関を受診してください。

◇『資格情報のお知らせ』を紛失している場合は、再発行します。マイナンバーカードをお持ちのうえ、健康保険課（1階⑥窓口）にお越しください。

A3 『資格確認書』（緑色）
簡易書留郵便

◇8月以降は『資格確認書』で医療機関を受診してください。

『資格確認書』の有効期限は令和9年7月31日ですが、それまでに70歳・75歳に達する人は有効期限が異なります。該当する人には有効期限までに新しい『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を郵送します。

B1 『資格確認書』（緑色）
簡易書留郵便

◇8月以降は『資格確認書』または『マイナ保険証』で医療機関を受診してください。

B2 『資格情報のお知らせ』
普通郵便

◇8月以降は『マイナ保険証』で医療機関を受診してください。

B3 『資格確認書』（緑色）
簡易書留郵便

◇8月以降は『資格確認書』または『マイナ保険証』で医療機関を受診してください。

『資格情報のお知らせ』とは？

マイナ保険証を持っている人に交付するものです。マイナ保険証の読み取りができず、使えない場合に、このお知らせと一緒に提示することで医療機関を受診することができます。



『資格情報のお知らせ』と『資格確認書』は別々に送付します。世帯内にマイナ保険証を持っている人と持っていない人が混在する場合、同じ日に配達されない場合があります。

6 ページに関わらず、以下に当てはまる人は、健康保険課（1 階⑥窓口）での申請が必要です。

マイナ保険証による受診が困難な人（要配慮者）

マイナ保険証を持っている人でも、施設入所などでマイナ保険証の管理や受診が難しい場合は、申請により『資格確認書』を交付します。

マイナンバーカードの保険証利用登録の解除

マイナ保険証から『資格確認書』での受診へ切り替えたい場合は、申請によりマイナ保険証の利用登録を解除することができます。

■申請に必要なもの

- ①『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類（運転免許証など）』
- ②代理人が申請する場合は、①に加えて『委任状』および『代理人の本人確認書類』

医療費が高額となった場合の自己負担限度額について

『資格確認書』の交付対象の人で、限度額認定を必要とする場合は手続きをしてください。
マイナ保険証を持っている人は、手続きすることなく限度額の適用を受けることができます。

■限度額適用の更新手続きについて（『資格確認書』の人のみ）

国民健康保険

令和 8 年度も『限度額適用認定証』や『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要な人は、必ず更新の手続きをしてください。

■受付期間（土日・祝日を除く）

8 月 3 日（月）～ 8 月 31 日（月）

■申請に必要なもの

- ①令和 8 年度の『資格確認書』
- ②『マイナンバーカード』または『マイナンバーが分かるものおよび本人確認書類（運転免許証など）』
- ③代理人が申請する場合は、①および②に加えて『委任状』および『代理人の本人確認書類』

後期高齢者医療制度

更新の手続きは不要です。『資格確認書』に限度区分を併記して送付します。

世帯内に住民税未申告の人がいる場合は限度区分が正しく判定できないため、手続きが必要です。該当する人には通知を送付しますので、8 月中に健康保険課（1 階⑥窓口）までお越しください。

長期該当による入院時の食事代の減額について（国保・後期共通）

適用区分（限度区分）が『オ』（70 歳未満の人）または『区分Ⅱ』（70 歳以上の人）に該当する人で、過去 1 年間における『オ』または『区分Ⅱ』に該当する期間中の入院日数が 91 日以上の場合は、申請することで入院時の食事代がさらに減額される場合があります（長期該当）。

申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類を持参してください。

なお、マイナ保険証により限度額の適用を受けている人であっても、長期該当による食事代の減額を受ける場合は申請が必要です。ご注意ください。

被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）や国民健康保険組合に加入している人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の人への訂正とお詫び

一斉更新の際に同封するパンフレット『後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ』の内容に誤りがありました。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は『同封の申請書を市町村の窓口に提出する』旨の記載がありますが、実際は申請書を同封していません。

申請書が必要な人は、健康保険課（1 階⑥窓口）までお越しください。